

令和4年7月定例総会

令和4年7月7日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和4年度第4回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年7月7日(木) 午後3時～午後3時40分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員(11人)

会長	1番	上野 貴生
農業委員	2番	野老山卓男
	3番	尾崎 和代
	4番	池田 克彦
	5番	岡崎 直正
	推進委員	1番
3番		田邊 昌一
4番		池 俊伸
5番		上野 清吉
7番		宮上 昌三
8番		岡田 弘重

4. 欠席委員(2人)

2番	弘田 好希
6番	坂本 直幸

5. 議事日程

議案第1号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について

議案第2号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)の意見徴収
について

議案第3号 その他の件について

- ① 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について①
- ② 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について②
- ③ 次回開催日

6.農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	早川 幸夫
事務局員	田邊 元寛
農林水産課農業係係長	出口 直人

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、7月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。

本日は、弘田委員、坂本委員から欠席の連絡を受けております。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について

議案第2号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更（農用地除外）の意見徴収について

議案第3号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

2番 野老山 委員

5番 池田 委員の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、議案第1号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について、担当者より説明を求めます。

事務局
早川

それでは、議案第1号 農地法第4条の申請に係る意見の審議につ

いて、説明いたします。

議案書の1ページから6ページをご確認ください。

まず1ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

許可を受けたい農地の所在は、記載のとおり2筆あり、地目は畑、現況も畑となっており、面積は、合計で342㎡です。

転用の目的は、住居の建築するためであり、理由については、現在住んでいる自宅は海拔3mしかなく、津波が心配なため、自己所有地の一番の高台へ住居を移したいというものです。

資金調達については、自己資金により建築する。

位置図について、説明いたします。2～3ページをお願いします。

申請地は、加久見にある清水バスセンターから直線で約230m北東にあります。申請地の北側に自己所有の畑(415㎡)があり、東側は市道、西側は山林、南側は宅地で倉庫が建設されており、周囲には農地が無く、農地への影響はないと考えます。

現況写真については、4ページをご覧ください。

5ページに、土地利用計画図を記載しております。進入路は、コンクリート敷で建物の西側は碎石を敷き、車を止めるようになっています。雨水の排水は、勾配により市道側溝に放流し、生活排水は、合併

浄化槽から市道側溝に放流するとなっております。

6 ページをお願いします。

意見書（案）について、説明いたします。

申請者の住所等及び申請に係る土地については、記載のとおりです。

事業計画について、着工予定日は、許可が下りた 8 月 20 日から 10 月 30 日の間で工事することとなっております。

農地の区分については、県にも確認し、農地の広がり方が 10 h a 未満のため、その他の農地で、第 2-1- (1) - (カ) - (ア) の区分に該当し、甲種、第 1 種、第 3 種のいずれにも該当しない農地となります。

転用の面積ですが、申請の面積、全てを活用するものです。

検討事項の 1、農地の区分と転用目的について、

申請土地が、周辺に第 3 種農地を含む代替地がありませんでしたので、意見は「適当」としてしています。

2 の資力及び信用については、自己資金により建築するとなっており、郵便局の残高証明書で確認しており、「適当」としておられます。

3 の項目については、該当ありません。

4 の申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、関係機関との協議等整っているため、「確実」としてしています。

5の行政庁の免許、許可、許可等の処分の見込みについては、建築確認申請が準備中でしたので、「确实」としています。

6の農地以外の土地の見込みについては、宅地として利用するため、「确实」としています。

7の計画面積の妥当性については、一般住宅は500㎡以内（342㎡）で必要最小限度の転用となっており、「适当」としています。

8の項目については、該当ありません。

9の周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、申請地の周りが申請者の所有する農地のみであり、問題ないとしています。

10の一時転用については、一時転用ではないため「适当」としています。

意見の決定については、本日の会で許可が出た場合に、本日の日付で県へ送付していくようになります。

以上の申請が6月16日付けでありまして、6月17日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、池田委員に現地の確認を行ってもらっています。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い
します。

池田委員

先月事務局と一緒に現地確認に行ってきた。

事務局の説明どおりです。審議のほどよろしく願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

議長
(上野会長)

ここは、海拔はいくらですか？

事務局
早川

申請書では約 20m となっております。

池田委員

コーナンの前から 300m 位少しずつ上がって行った所です。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 1 号農地法第 4 条の申請に係る意見の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第2号土佐清水市農業振興地域整備計画の変更（農用地除外）

の意見徴収について

担当者より説明を求めます。

事務局
早川

それでは、議案第2号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更（農用地除外）の意見徴収について、説明いたします。

7ページから10ページでご確認ください。

7ページから説明します。

土地の概要について、場所は、記載のとおりです。

位置は、8ページをお願いします。右側の図に津呂郵便局が下にありますが、ここから約180m北西に行った県道沿いとなります。地目は畑、現況も畑、面積が80㎡中の4㎡となっています。登記名義人、申請者については、記載のとおりです。

除外申し出の内容について、申請地は、携帯の基地局用地として申請があったもので、本件については、認定電気通信事業者の行う中継施

設の設置であり、農地法第5条の転用許可を要しない案件であります
が、転用部分4㎡のみ農業振興地域整備計画の農用地（区域）から
の除外が必要となる案件になります。

8～9ページに位置図、10ページに現況写真がありますので、ご確
認ください。

以上の申請を6月16日に受付を行い、関係書類を確認しておりま
す。

今回の案件については、坂本委員に現地の確認を行ってもらって
います。

事務局
田邊

今日は、担当委員がお休みなので事務局のほうから説明します。

10ページの写真を見ていただけますでしょうか。

今整備されてます道路の三角地帯のところになります。

写真に赤く示させていただいているところに携帯電話の無線基地局
が建つかたちになります。審議のほどよろしく願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

宮上委員

鉄塔が建つのですか？

事務局
早川

はい、携帯電話のアンテナが建ちます

議長

他にありませんか。

(上野会長)

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号土佐清水市農業振興地域整備計画の変更（農用地除外）

の意見徴収について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長

(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第3号その他の件について①と②について、一括して担当者よ

り説明を求めます。

事務局
早川

それでは、農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告に

ついて、説明いたしますが、①と②は関連する案件で、合意解約とな

りますので、事務局からの報告とさせていただきます。

12 ページから説明します。

貸人と借人、土地の所在については、記載のとおりです。地目は田、

面積は合計で 962 m²、合意解約日は令和 4 年 6 月 17 日です。

合意解約の理由について、当該農地は、所有者が農地中間管理機構を通じて、地域の担い手に転貸していましたが、この度、所有者から財産整理をしたいため、契約の解約申出書の提出があり、合意解約を行ったものであります。

13 ページは、報告①の解約により、当該農地について、貸人の農地中間管理機構と借人も同日付で合意解約を行ったものであります。

14 ページに位置図がございますので、ご確認ください。

以上、契約解約通知書の提出がありましたので、ご報告いたします。

議長
(上野会長)

本件は、報告ですので、次に移ります。

③次回開催日について

次回の定例総会は、令和 4 年 8 月 5 日（金）午後 3 時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで 7 月定例総会を閉会といたします。